

## 熊本駅新幹線口駅前広場改修に関する懇談会傍聴要領(案)

制定 令和6年7月31日 市街地整備課長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本駅新幹線口駅前広場改修に関する懇談会(以下「懇談会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続き)

第2条 懇談会を傍聴しようとする者は、懇談会当日、懇談会の開会までに事務局に申し出、傍聴券(別紙様式)の交付を受けなければならない。

### (傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、懇談会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。
- (2) 酒気を帶びていると認められる者。
- (3) その他懇談会の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

第4条 事務局は、傍聴席の都合その他必要が認められるときは、傍聴人の数を制限することができる。

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 懇談会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 懇談会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 事務局の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと
- (5) 事務局の指示に反する行為をしないこと
- (6) その他懇談会の秩序を乱し、又は懇談会の妨害となるような行為をしないこと。

### (傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は懇談会の運営を妨げるおそれがあるときは、事務局は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

### 附 則

この要領は、令和6年7月31日から施行する。

令和 年 月 日

【熊本駅新幹線口駅前広場改修に関する懇談会】

傍聴券

No. \_\_\_\_\_

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 懇談会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 懇談会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 事務局の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと
- (5) 事務局の指示に反する行為をしないこと
- (6) その他懇談会の秩序を乱し、又は懇談会の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は懇談会の運営を妨げるおそれがあるときは、事務局は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

- 2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。